

資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しについて  
(市場区分の再編に係る第一次制度改正事項)

2020年7月29日  
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大が、企業活動・企業業績に多大な影響を与える中、我が国経済の早期回復及びその後の持続的成長に向けて、市場の健全性を強化しつつ、企業への資金供給機能の向上を図ることが喫緊の課題と考えられます。

そこで、当取引所では、2022年4月に予定している市場区分の再編に係る第一次制度改正事項として、新規上場基準等の見直しを行い、赤字を計上している企業を含めた新規上場の円滑化や上場後の中長期的な企業価値向上を促進するための環境整備を図るほか、財務状況に不安を抱える上場会社の資本政策・経営戦略の柔軟性を高める観点から、債務超過に係る上場廃止基準の見直しなどを行うこととします。

なお、既存の上場会社の新市場区分への移行に係る手続きや新市場区分における上場維持基準等につきましては、市場区分の再編に係る第二次制度改正事項として、本年内の公表を予定しております。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 本則市場の新規上場基準等の見直し		※スタンダード市場（仮称）の新たな基準を見据え、JASDAQスタンダードの新規上場基準との共通化を行うことで、新規上場を目指す企業の予見可能性向上を図る趣旨です。 ・マザーズ及びJASDAQから本則市

項目	内容	備考												
<p>(1) 流動性に関する形式基準</p>	<p>・流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。</p> <table border="1" data-bbox="510 1066 1429 1393"> <thead> <tr> <th></th> <th>見直し後</th> <th>見直し前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数 (上場時見込み)</td> <td>400人 以上</td> <td>800人 以上</td> </tr> <tr> <td>流通株式数 (上場時見込み)</td> <td>2,000単位 以上</td> <td>4,000単位 以上</td> </tr> <tr> <td>時価総額</td> <td>—</td> <td>20億円</td> </tr> </tbody> </table>		見直し後	見直し前	株主数 (上場時見込み)	400人 以上	800人 以上	流通株式数 (上場時見込み)	2,000単位 以上	4,000単位 以上	時価総額	—	20億円	<p>場への市場変更基準についても、同様の見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本則市場の上場会社に適用される上場廃止基準及びテクニカル上場に関する基準については、変更ありません。</li> <li>・新基準の適用を受けて本則市場への新規上場等を行った会社については、上場後に流通株式時価総額10億円未満又は流通株式比率25%未満となった場合に、その早期の改善に向けた取組及びその進捗状況の開示を求めるものとします。</li> <li>・新規上場申請等に係る提出書類は、原則として従来の様式を維持します。</li> </ul> <p>※一般投資者が円滑に売買を行うことができる適切な流動性の基礎を備えた銘柄に対して、広く上場機会を提供する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流通株式の定義については、本年中に公表を予定する「市場区分の再編に係る第二次制度改正事項」において見直すものとします。</li> </ul>
	見直し後	見直し前												
株主数 (上場時見込み)	400人 以上	800人 以上												
流通株式数 (上場時見込み)	2,000単位 以上	4,000単位 以上												
時価総額	—	20億円												

項目	内容			備考
(2) ガバナンスに関する形式基準	(上場時見込み)		以上	<p>※諸外国の取引所の基準も踏まえ、上場会社として最低限の公開性を求める趣旨です。</p>
	(参考) 流通株式時価総額 (上場時見込み)	10億円 以上 (変更なし)		
	・流通株式比率に関する形式基準を以下のとおり見直します。			
(3) 経営成績・財政状態に関する形式基準		見直し後	見直し前	<p>※幅広い上場機会を提供する観点から、形式基準についてはJASDAQスタンダードの現行基準並みの水準とします。</p> <p>・企業の継続性及び収益性(継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること)については、これまでどおり実質審査において判断するものとします。</p>
	流通株式比率 (上場時見込み)	25% 以上	30% 以上	
	・経営成績・財政状態に関する形式基準を以下のとおり見直します。			
		見直し後	見直し前	
	経営成績	最近1年間における 経常利益が1億円以上	最近2年間における 経常利益の総額が5 億円以上 又は 最近1年間の売上高 が100億円以上か つ上場日等における 時価総額が500億 円以上	
	財政状態 (上場時見込み)	純資産が正	純資産が10億円以上	

項目	内容	備考								
<p>2. 市場第一部銘柄への指定に係る基準の見直し</p> <p>(1) 流動性に関する形式基準</p>	<p>・流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。</p> <table border="1" data-bbox="510 1173 1451 1388"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 1173 925 1388">見直し後 (一部指定・新規 上場時及び市場変 更時の一部指定)</th> <th colspan="3" data-bbox="925 1173 1451 1225">見直し前</th> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1225 925 1388"></td> <th data-bbox="925 1225 1095 1388">一部指定</th> <th data-bbox="1095 1225 1279 1388">新規上場 時の一部 指定</th> <th data-bbox="1279 1225 1451 1388">市場変更 時の一部 指定</th> </tr> </thead> </table>	見直し後 (一部指定・新規 上場時及び市場変 更時の一部指定)	見直し前				一部指定	新規上場 時の一部 指定	市場変更 時の一部 指定	<p>※プライム市場（仮称）の新たな基準を見据え、市場第一部銘柄への指定に係る各基準を共通化することで、上場後における中長期的な企業価値向上を促進するための環境整備を行う趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンスに関する基準（流通株式比率35%以上）については、変更ありません。</li> <li>・新基準の適用を受けて市場第一部銘柄へ指定された会社については、指定後に流通株式数2万単位未満、流通株式時価総額100億円未満又は流通株式比率35%未満となった場合に、その早期の改善に向けた取組及びその進捗状況の開示を求めるものとします。</li> </ul> <p>※多様な機関投資家が安心して投資対象とすることができる潤沢な流動性の基礎を備えた銘柄を上場対象とする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主数基準については、市場第一部における株式の保有構造の変化や諸外国の</li> </ul>
見直し後 (一部指定・新規 上場時及び市場変 更時の一部指定)	見直し前									
	一部指定	新規上場 時の一部 指定	市場変更 時の一部 指定							

項目	内容				備考
	株主数 (上場時見込み)	800人 以上	2,200人 以上		取引所の基準を踏まえ、水準の見直しを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>市場第二部から市場第一部への一部指定及びマザーズから本則市場への市場変更時に適用される緩和された基準については廃止します。</li> <li>あわせて、テクニカル上場に関する株主数基準を800人以上に、また、市場第二部銘柄への指定替えに関する株主数基準を800人未満に、それぞれ見直します。</li> </ul>
	流通株式時価総額 (上場時見込み)	100億円 以上	20億円 以上	— ※本則市場の新規上場基準として10億円以上	
	時価総額 (上場時見込み)	250億円 以上	40億円 以上	250億円 以上	
	売買高	—	月平均200単位 以上	—	
	(参考) 流通株式数 (上場時見込み)	2万単位 以上 (変更なし)			
(2) 経営成績・ 財政状態に関					

項目	内容	備考															
する基準 a. 形式基準	<p>・経営成績・財政状態に関する形式基準を以下のとおり見直します。</p> <table border="1" data-bbox="510 311 1451 1072"> <thead> <tr> <th></th> <th>見直し後</th> <th>見直し前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営成績</td> <td>A 又は B のいずれかを充たす</td> <td>A 又は B のいずれかを充たす</td> </tr> <tr> <td>  A. 利益実績</td> <td>最近 2 年間に於ける経常利益の総額が 25 億円以上</td> <td>最近 2 年間に於ける経常利益の総額が 5 億円以上</td> </tr> <tr> <td>  B. 売上実績</td> <td>最近 1 年間の売上高が 100 億円以上かつ上場日における時価総額が 1,000 億円以上</td> <td>最近 1 年間の売上高が 100 億円以上かつ上場日における時価総額が 500 億円以上</td> </tr> <tr> <td>財政状態</td> <td>純資産が 50 億円以上</td> <td>純資産が 10 億円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 審査基準</p> <p>・企業の継続性及び収益性に関する審査において、継続的に事業を営み、安定的かつ優れた収益基盤を有していることを確認することとします。</p>		見直し後	見直し前	経営成績	A 又は B のいずれかを充たす	A 又は B のいずれかを充たす	A. 利益実績	最近 2 年間に於ける経常利益の総額が 25 億円以上	最近 2 年間に於ける経常利益の総額が 5 億円以上	B. 売上実績	最近 1 年間の売上高が 100 億円以上かつ上場日における時価総額が 1,000 億円以上	最近 1 年間の売上高が 100 億円以上かつ上場日における時価総額が 500 億円以上	財政状態	純資産が 50 億円以上	純資産が 10 億円以上	<p>※中長期的な企業価値向上のための投資等により一時的に赤字を計上している場合を含めて、安定的かつ優れた収益基盤を有する銘柄を上場対象とする趣旨です。</p> <p>・「B. 売上実績」の適用対象は、金融危機及び東日本大震災後の市場環境の極度の悪化を受けて 2012 年 3 月に実施した基準緩和前の水準に復帰するものとしします。</p> <p>・具体的には、多様な機関投資家が安心して投資対象とすることができる潤沢な流動性の基礎として求めている時価総額 250 億円の水準を踏まえ、上場後において相応の売上高又は利益を計上す</p>
	見直し後	見直し前															
経営成績	A 又は B のいずれかを充たす	A 又は B のいずれかを充たす															
A. 利益実績	最近 2 年間に於ける経常利益の総額が 25 億円以上	最近 2 年間に於ける経常利益の総額が 5 億円以上															
B. 売上実績	最近 1 年間の売上高が 100 億円以上かつ上場日における時価総額が 1,000 億円以上	最近 1 年間の売上高が 100 億円以上かつ上場日における時価総額が 500 億円以上															
財政状態	純資産が 50 億円以上	純資産が 10 億円以上															

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例</p>	<p>・新規上場時における株式の公募又は売出しの規模が1,000億円以上となる見込みがある場合であって、上場後5年以内に流通株式比率の基準(35%以上)に適合するための計画書を提出したときは、流通株式比率が上場の時まで10%以上となる見込みがあれば足りるものとします。</p>	<p>ることができる収益基盤を有することを確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な企業価値向上のための投資により一時的に赤字を計上している場合には、当該投資の内容やそれを踏まえた企業全体の業績動向、今後の見通し等を勘案するとともに、それらの内容が適切に開示されていることをあわせて確認します。</li> </ul> <p>※株式の公募・売出しの規模を、市場の需給を踏まえ円滑な消化が可能と見込まれる水準としようとする場合の緩和措置を設けるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本則市場、マザーズ、JASDAQスタンダードへの新規上場基準(流通株式比率25%以上)についても、同様の取扱いとします。</li> <li>・流通株式比率の基準に適合するための計画書には、流通株式比率向上に向けた具体的な方策及び当該方策の実施予定時期等について記載するものとします。また、上場後に当該計画書の内容に変更</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社に係る特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済活性化支援機構が再生支援の決定を行った上場会社が上場廃止となり、当該決定後5年以内に開始する事業年度を直前事業年度として市場第一部への新規上場を申請するときは、最近1年間における利益の額が12.5億円以上であれば、経営成績に係る利益実績基準に適合するものとします。</li> </ul>	<p>が生じた場合には、速やかに変更後の計画を当取引所に提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該計画書は、新規上場承認時及び変更後の計画の提出時に公衆縦覧の対象とします。</li> <li>・本特例の適用を受けた上場会社は、流通株式比率が35%以上となるまでの間、当該計画書に基づく進捗状況を、1事業年度に対して1回以上の頻度で開示することを要するものとします。</li> </ul> <p>※地域経済活性化支援機構が再生支援を行った会社について、事業再生後の速やかな再上場を支援する観点から、利益実績に関する基準の特例を設けるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本則市場の新規上場基準(最近1年間における利益の額が1億円以上)については、特例を設けないこととします。</li> <li>・同機構が再生支援の決定を行った後、当該決定が撤回された会社又は債権の買取決定等が行われないこととなった会社は、特例の適用対象となりません。</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
3. マザーズの新規上場基準等の見直し		<p>※グロース市場（仮称）の新たな上場基準を見据え、高い成長可能性を有する企業に広く上場機会を提供するとともに、事業計画に関する開示制度の拡充により投資者の信頼性向上を図る趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A S D A Q からマザーズへの市場変更基準についても、同様の見直しを行います。</li> <li>・ マザーズの上場会社に適用される上場廃止基準及びテクニカル上場に関する基準については、変更ありません。</li> <li>・ 新基準の適用を受けてマザーズへの新規上場等を行った会社については、上場後に流通株式時価総額 5 億円未満又は流通株式比率 2 5 % 未満となった場合に、その早期の改善に向けた取組及びその進捗状況の開示を求めるものとしす。</li> <li>・ ガバナンスに関する新規上場基準（流通株式比率 2 5 % 以上）については、変更ありません。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(1) 事業計画の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業内容、リスク情報等の開示の適切性の審査において、「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示を適切に行うことができる状況にあることを確認することとします。</li> </ul>	<p>※高い成長可能性を実現するための事業計画が適切に開示され、投資者の適切な投資判断が可能な銘柄を上場対象とする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画及び成長可能性に関する事項には、ビジネスモデル、市場環境、競争力の源泉、事業計画、リスク情報等の項目を含むものとします。</li> <li>事業計画及び成長可能性に関する事項については、上場日においてその内容の開示を義務付けるほか、上場後、1事業年度に対して1回以上、その進捗状況を開示するものとします。また、開示内容に重要な変更又は訂正が生じた場合には、速やかに当該変更又は訂正の内容を開示するものとします。</li> <li>事業計画の内容については、これまでどおり、「事業計画の合理性」に係る審査対象とします。なお、当該審査においては、短期的な計画の達成・進捗状況を確認する趣旨でない旨を「新規上場ガイドブック」において明確化するほか、新規上場申請時に幹事取引参加者が提出す</li> </ul>

項目	内容	備考															
<p>(2) 流動性に関する形式基準</p>	<p>・流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。</p> <table border="1" data-bbox="510 528 1429 1070"> <thead> <tr> <th></th> <th>見直し後</th> <th>見直し前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数 (上場時見込み)</td> <td>150人 以上</td> <td>200人 以上</td> </tr> <tr> <td>流通株式数 (上場時見込み)</td> <td>1,000単位 以上</td> <td>2,000単位 以上</td> </tr> <tr> <td>時価総額 (上場時見込み)</td> <td>—</td> <td>10億円 以上</td> </tr> <tr> <td>(参考) 流通株式時価総額 (上場時見込み)</td> <td colspan="2">5億円 以上 (変更なし)</td> </tr> </tbody> </table>		見直し後	見直し前	株主数 (上場時見込み)	150人 以上	200人 以上	流通株式数 (上場時見込み)	1,000単位 以上	2,000単位 以上	時価総額 (上場時見込み)	—	10億円 以上	(参考) 流通株式時価総額 (上場時見込み)	5億円 以上 (変更なし)		<p>る「推薦書」においても、短期的な計画の達成・進捗状況だけに基つかず、中長期的に期待される高い成長可能性に関する事項の記載を求めることとします。</p> <p>※一般投資者の投資対象となりうる最低限の流動性の基礎を備えた銘柄に対して、広く上場機会を提供する趣旨です。</p>
	見直し後	見直し前															
株主数 (上場時見込み)	150人 以上	200人 以上															
流通株式数 (上場時見込み)	1,000単位 以上	2,000単位 以上															
時価総額 (上場時見込み)	—	10億円 以上															
(参考) 流通株式時価総額 (上場時見込み)	5億円 以上 (変更なし)																
<p>4. JASDAQスタンダードの新規上場基準等の見直し</p>		<p>※スタンダード市場(仮称)の新たな基準を見据え、本則市場の新規上場基準との共通化を行うことで、新規上場を目指す企業の予見可能性向上を図る趣旨です。</p> <p>・JASDAQスタンダードへの市場変更基準等についても、同様の見直しを行</p>															

項目	内容	備考						
<p>(1) 流動性に関する形式基準</p>	<p>・流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。</p> <table border="1" data-bbox="510 1117 1429 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>見直し後</th> <th>見直し前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数 (上場時見込み)</td> <td>400人 以上</td> <td>200人 以上 及び 公募又は売出し株式</td> </tr> </tbody> </table>		見直し後	見直し前	株主数 (上場時見込み)	400人 以上	200人 以上 及び 公募又は売出し株式	<p>います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JASDAQスタンダードの上場会社に適用される上場廃止基準及びテクニカル上場に関する基準については、変更ありません。</li> <li>・新基準の適用を受けてJASDAQスタンダードへの新規上場等を行った会社については、上場後に株主数400人未満、流通株式数2,000単位未満、流通株式時価総額10億円未満又は流通株式比率25%未満となった場合に、その早期の改善に向けた取組及びその進捗状況の開示を求めるものとします。</li> <li>・新規上場申請等に係る提出書類は、原則として従来の様式を維持します。</li> </ul> <p>※一般投資者が円滑に売買を行うことができる適切な流動性の基礎を備えた銘柄に対して、上場機会を提供する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンスに関する形式基準の導入に伴い、公募・売出し株式数に関する基準は廃止します。</li> </ul>
	見直し後	見直し前						
株主数 (上場時見込み)	400人 以上	200人 以上 及び 公募又は売出し株式						

項 目	内 容			備 考
			数が1,000単位 又は10%いずれか 多い株式数以上	
	流通株式数 (上場時見込み)	2,000単位 以上	—	
	流通株式時価 総額 (上場時見込み)	10億円 以上	5億円 以上	
(2) ガバナンス に関する形式 基準	・ 流通株式比率に関する形式基準を以下のとおり設けます。			※諸外国の取引所の基準も踏まえ、上場会社として最低限の公開性を求める趣旨です。
		見直し後	見直し前	
	流通株式比率 (上場時見込み)	25% 以上	—	
(3) 経営成績・ 財政状態に関 する形式基準	・ 経営成績・財政状態に関する形式基準を以下のとおり見直します。			※幅広い上場機会を提供する趣旨です。 ・ 直前事業年度において経常利益が1億円未満である場合の時価総額に係る基準については、近年、適用事例がないことから廃止します。
		見直し後	見直し前	
	経営成績	最近1年間における 経常利益が1億円以 上	最近1年間における 経常利益が1億円以 上 又は 時価総額が50億円 以上	
	財政状態	純資産が正	純資産が2億円以上	

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 事業継続年数に関する基準</p> <p>(5) 審査基準</p> <p>(6) コーポレートガバナンス・コードの適用</p>	<p>(上場時見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続年数に関する基準として、新規上場申請日から起算して3年前より前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしていることを新たに求めることとします。</li> <li>・本則市場の審査基準と同様の内容とします。</li> <li>・コーポレートガバナンス・コードの全原則（基本原則・原則・補充原則）について、各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において説明するものとします。</li> </ul>	<p>※本則市場と基準を共通化するものです。</p> <p>・審査基準の共通化を踏まえ、標準審査期間を本則市場と同様の3か月とします。</p> <p>※持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のための基本的なガバナンス水準を求めることで、投資者の信頼性向上を図る趣旨です。</p> <p>・JASDAQスタンダードの既上場会社に対して適用される原則の範囲は、本年中に公表を予定する「市場区分の再編に係る第二次制度改正事項」において見直すものとします。</p>
<p>5. JASDAQ グロースへの新規上場等の停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JASDAQグロースへの新規上場に係る制度を廃止します。</li> </ul>	<p>※2013年の現物市場統合以来、JASDAQグロースへの新規上場が行われていないことを踏まえ、制度を廃止する</p>

項 目	内 容	備 考
		<p>ものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A S D A Q グロースへの市場変更等に係る制度についても同様に廃止します。</li> </ul>
<p>6. 債務超過に関する上場廃止基準等の見直し</p> <p>(1) 改善に向けた計画の開示</p> <p>(2) 上場廃止基準等の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となった場合は、その改善に向けた計画を当該事業年度の末日から起算して3ヶ月以内の開示するものとします。</li> <li>・ 上場会社が債務超過に関する上場廃止基準及び指定替え基準に抵触した場合であっても、以下のいずれかに該当するときは、上場廃止及び指定替えを行わないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 時価総額が1,000億円以上の場合(前(1)の計画を適切に開示しているものに限る。)</li> <li>② 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援により</li> </ul> </li> </ul>	<p>※債務超過の状態となった上場会社に対して、早期の改善を促す趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画に変更が生じた場合には、速やかに変更後の計画を開示するものとします。</li> <li>・ 計画の進捗を1四半期会計年度に対して、1回以上開示することを要するものとします。</li> </ul> <p>※債務超過の状態であっても、相応の市場評価を得ている場合や、法的整理・私的整理の場合など関係者の強い合意の下で、計画的かつ確実に債務超過の解消を図ろうとしている場合については、上場会社における資本政策・経営戦略の柔軟</p>

項 目	内 容	備 考
(3) 監理銘柄指定の取扱いの見直し	<p>債務超過でなくなることを計画している場合</p> <p>・ 上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に該当するおそれがあると当取引所が認める場合は、監理銘柄（確認中）に指定できるものとしします。</p>	<p>性を高める観点から、改善期間の制限を設けないこととする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①の時価総額については、事業年度の末日以前3か月間の平均値を用いることとします。</li> <li>・ ②については、上場廃止基準においては猶予期間の最終日、指定替え基準においては債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内に、法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援に基づく再建計画を公表している会社を対象とします。</li> </ul> <p>※上場廃止のおそれについて、当取引所から投資者に対して適切に注意喚起を行う趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行規則では、上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に該当する状態にある旨の発表を行った際に、監理銘柄（確認中）に指定することとしています。</li> <li>・ 例えば、上場会社が猶予期間中の債務超過の解消が困難である見込みを開示した場合には当該開示の日から、猶予期間</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
		<p>の最終日までに債務超過の解消が確実となった旨を開示していない場合には当該最終日の翌日から、それぞれ監理銘柄(確認中)に指定して周知を行います。</p>
<p>7. その他</p> <p>(1) コーポレートアクション等を行う場合の提出書類の見直し</p>	<p>・ 上場会社が、公募増資、第三者割当増資等により新株式を発行する場合における有価証券上場申請書をはじめ、上場会社が行うコーポレートアクション等に伴って提出を求めていた書類の一部について、原則としてその提出を不要とします。</p>	<p>※これまでは、上場株券等と同一の種類の株券等について上場会社が追加発行を行う際に、その都度、追加上場のための申請を行うことを原則としておりましたが、株券不発行制度の定着などの環境変化と上場会社の事務負担に考慮して、発行の都度の申請手続きを不要とするほか、全般的に提出書類の見直しを行うことで上場会社の負担軽減を図る趣旨です。</p> <p>・ 有価証券上場申請書のほか、有価証券変更上場申請書、決算取締役会決議通知書、有価証券届出効力発生通知書の写し、概要書等を対象とします。</p> <p>・ 上場不動産投資信託証券の発行者が新投資口を発行する場合等における提出</p>

項目	内容	備考
<p>(2) 新規上場時の申請書類に虚偽があった場合の上場廃止基準の見直し</p>	<p>・上場会社が、新規上場申請及び上場審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら上場審査基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします。</p>	<p>書類についても、原則として提出を不要とします。</p> <p>※これまでも「上場契約違反等」の一類型として、「宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合」を上場廃止事由として定め、これに該当しない場合でも、内部管理体制等の改善の必要性に応じて特設注意市場銘柄に指定するなどしてまいりましたが、虚偽の記載により新規上場した会社の上場適格性を速やかに再審査することで、取引所金融商品市場に対する投資者の信頼向上を図る趣旨です。</p> <p>・具体的には、直ちに上場廃止とすべき場合には該当しないものの、内部管理体制等に重大な不備が認められた場合や、経営成績等に関する形式基準を充足していなかったことが明らかになった場合について、審査を行うものとします。</p> <p>・当該審査の対象となる場合には、特設注意市場銘柄への指定の対象としないこととします。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 特設注意市場銘柄制度における審査事項の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特設注意市場銘柄に指定された上場会社に係る「改善の見込み」の審査においては、「再発防止に向けた改善計画の進捗状況」を勘案することを明確化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部指定及び市場変更に係る申請時に提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら基準に適合していなかったことが明らかになった場合については、現行の有価証券上場規程第315条の8を適用します。</li> <li>※特設注意市場銘柄に指定されている上場会社に対して、再発防止に向けた改善計画及びその進捗の開示を要請する運用の定着を踏まえ、実務の透明性向上の観点から、上場廃止に係る審査事項を明確化する趣旨です。</li> <li>進捗状況の検討に際しては、「改善期間内に実効的な改善が見込まれる合理的な計画の有無」や「計画の進捗に未達成の内容がある場合における未達成の原因」等を確認するものとします。</li> <li>例えば、改善計画の進捗に著しい遅れが生じている場合であって、改善計画について残りの改善期間内に実効的な改善が見込まれる合理的な変更が行われていないときなどについて、改善の見込み</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(4) J-I R I S S への情報登録の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業行動規範の望まれる事項において、上場内国会社は、内部者取引等の未然防止に向けた体制整備のため、J-I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいいます。）の利用に努める旨を規定します。</li> </ul>	<p>がないものとして取り扱うことを想定しています。</p>
(5) E T F 及び E T N に関する適時開示の充実及び合理化 a. 重要な乖離に関する開示 b. 円滑な流通及び公正な価格形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>E T F に係る管理会社及び E T N の発行者は、E T F における一口あたりの純資産額及び E T N における一証券あたりの償還価額と市場価格又は連動対象である特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、その内容の適時開示を行うものとします。</li> <li>E T F に係る管理会社及び E T N の発行者は、E T F 及び E T N の円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への積極的かつ十分な提供に努めるものとします。</li> </ul>	<p>※投資者が的確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、適時かつ適切な情報開示を求める趣旨です。</p> <p>※E T F が保有する有価証券のポートフォリオの内容や取引時間中における推定純資産価額(インディカティブ NAV) について、積極的な情報提供を促す趣旨です。</p>

項目	内容	備考																				
c. 日々開示の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E T Fに係る管理会社及びE T Nの発行者が行う日々の開示について、開示方法の柔軟化を図るものとします。</li> <li>・ 日々の開示事項を以下のとおり見直します。</li> </ul> <p>① E T F</p> <table border="1" data-bbox="510 523 1413 1015"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 523 958 579">見直し後</th> <th data-bbox="958 523 1413 579">見直し前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 579 958 687">追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオの内容（変更なし）</td> <td data-bbox="958 579 1413 687"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 687 958 743">—</td> <td data-bbox="958 687 1413 743">受益権口数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="510 743 1413 852">純資産総額及び一口あたりの純資産額（変更なし）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 852 958 960">一口あたりの純資産額と特定の指標の連動状況</td> <td data-bbox="958 852 1413 960">一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率に係る乖離率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="510 960 1413 1015">その他当取引所が必要と認める事項（変更なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>② E T N</p> <table border="1" data-bbox="510 1121 1413 1398"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 1121 958 1177">見直し後</th> <th data-bbox="958 1121 1413 1177">見直し前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 1177 958 1233">—</td> <td data-bbox="958 1177 1413 1233">受益権口数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="510 1233 1413 1289">残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額（変更なし）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1289 958 1398">一証券あたりの償還価額と特定の指標の連動状況</td> <td data-bbox="958 1289 1413 1398">一証券あたりの償還価額と特定の指標の変動率に係る乖離</td> </tr> </tbody> </table>	見直し後	見直し前	追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオの内容（変更なし）		—	受益権口数	純資産総額及び一口あたりの純資産額（変更なし）		一口あたりの純資産額と特定の指標の連動状況	一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率に係る乖離率	その他当取引所が必要と認める事項（変更なし）		見直し後	見直し前	—	受益権口数	残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額（変更なし）		一証券あたりの償還価額と特定の指標の連動状況	一証券あたりの償還価額と特定の指標の変動率に係る乖離	<p>※適時開示情報伝達システム（T D n e t）による情報開示に代え、管理会社のウェブサイト等における情報提供で足りるものとし、より投資者が利用し易い形（グラフ、データファイル等）による情報提供を促進する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ E T Fに係る管理会社及びE T Nの発行者は、あらかじめ当取引所に開示方法の届出を行うものとします。当取引所は、届出を受けた開示方法の一覧をホームページに常時掲載します。</li> <li>・ 「一口あたりの純資産額と特定の指標の連動状況」の開示は、例えば、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第3条第1項第1号ロに規定する「基準価額の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指</li> </ul>
見直し後	見直し前																					
追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオの内容（変更なし）																						
—	受益権口数																					
純資産総額及び一口あたりの純資産額（変更なし）																						
一口あたりの純資産額と特定の指標の連動状況	一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率に係る乖離率																					
その他当取引所が必要と認める事項（変更なし）																						
見直し後	見直し前																					
—	受益権口数																					
残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額（変更なし）																						
一証券あたりの償還価額と特定の指標の連動状況	一証券あたりの償還価額と特定の指標の変動率に係る乖離																					

項 目	内 容	備 考				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="510 209 943 260"></td> <td data-bbox="943 209 1413 260">率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="510 260 1413 316">その他当取引所が必要と認める事項（変更なし）</td> </tr> </table>		率	その他当取引所が必要と認める事項（変更なし）		標」の表示方法に準じて行うことが考えられます。
	率					
その他当取引所が必要と認める事項（変更なし）						
(6) その他	・その他所要の改正を行います。					

### Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2020年11月1日から実施します。
- ・ 1. に関しては、施行日以後に本則市場への新規上場等に係る申請を行う会社から適用します。
- ・ 2. に関しては、施行日以後に市場第一部銘柄への指定等に係る申請を行う会社から適用します。
- ・ 3. に関しては、施行日以後にマザーズへの新規上場等に係る申請を行う会社から適用します。
- ・ 4. に関しては、施行日以後にJASDAQスタンダードへの新規上場等に係る申請を行う会社から適用します。
- ・ 6. (1) 及び(2) に関しては、施行日以後に終了する事業年度の末日において、債務超過となる会社から適用します。
- ・ 7. (2) に関しては、施行日以後に新規上場に係る申請を行う会社から適用します。

以 上